

令和3年度固定資産税の 軽減について

新型コロナウイルスの影響により収入の減少があった中小事業者などが、所有する事業の用に供する家屋および償却資産について、下記の要件に該当する場合、申告により令和3年度固定資産税額の軽減を受けることができます。

●軽減対象

固定資産税に該当する「事業用家屋」および「設備等の償却資産」

●申告手続きの流れ

① 中小事業者であること、収入の減少があることを認定経営革新等支援機関等(※)に依頼し、確認を受ける必要があります。

(※) 認定経営革新等支援機関等とは、
 税務・財務などの専門知識を有し、一定の実務経験をもつ商工会や金融機関などの支援機関のことです。なお、受理の状況や手数料については、事前に依頼予定の認定機関等に確認してください。詳しくは中小企業庁のHPをご覧ください。

●その他

毎年償却資産の申告をされている人には、令和3年度償却資産申告書に案内を同封します。償却資産をお持ちでない人で、事業用家屋を所有し、不動産収入などがある場合は軽減の対象になる場合があります。伊豆の国市HPで詳細をご確認ください。



●申告期間

令和3年1月4日(月)
 ～令和3年2月1日(月)

※申告期間を過ぎてしまうと軽減措置を受けることができなくなりますので、ご注意ください。認定経営革新等支援機関等の確認を受けてから申告していただく必要がありますので、余裕をもってご準備ください。

法人：資本金の額又は出資金の額が1億円以下・資本又は出資を有せず、従業員数が1,000人以下・大企業の子会社は除く

② 事業収入の減少があること
 令和2年2月～10月までの任意の連続する3カ月の期間の事業収入割合の合計が、前年同期比で70%以下であること

●適用要件

① 中小事業者(個人・法人)であること
 個人：常時使用する従業員数が1,000人以下

※開業間もない場合や事業内容の大規模変更などで、前年同期との比較ができない場合は、新型コロナウイルス感染症の影響であることが確認できないため、対象外となります。

② 伊豆の国市役所税務課への申告
 申告期間／令和3年1月4日(月)～令和3年2月1日(月)まで
 申告方法／郵送・電子(エルタックス)・税務課窓口(伊豆長岡庁舎)

☎ 税務課
 055(948)2907

家屋・償却資産の届出(申告)はお早めに!

☎ 税務課
 ☎ 055-948-2907

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に課税される税金です。次の場合は、連絡もしくは届出(申告)を行ってください。届出様式は、税務課窓口または市HPよりダウンロードできます。

《家屋関係》

このようなとき	届出の方法
家屋を取り壊したとき	12月31日までに、住宅や倉庫などの家屋の一部または全部を取り壊した場合は、令和3年度から固定資産税の対象外となります。
未登記家屋の場合	『家屋滅失届』を提出してください。届出を行わないと、翌年度も課税する恐れがあります。
登記済家屋の場合	法務局で『滅失登記』の手続きをしてください。ただし、滅失登記を行わないとき、または滅失登記の手続きが12月31日に間に合わないときは、『家屋滅失届』を提出してください。
未登記家屋の所有権を変更したとき	未登記家屋を12月31日までに譲渡(売買・相続・贈与など)した場合、市役所へ『未登記家屋所有者変更届』の提出が必要です。届出がない場合、前所有者に固定資産税がかかるので、ご注意ください。

※未登記家屋とは、家屋は存在するが、法務局(登記所)備え付けの、家屋登記簿に記載されていない家屋のこと

《償却資産関係》

市内で事業を行う個人・法人は、地方税法第383条の規定により、令和3年1月1日に所有する償却資産に関する所定事項を、税務署への申告とは別に、市役所税務課へ申告する必要があります。

対象者には、令和3年度分の申告書を発送します。12月中旬までにお手元に届かない場合や、新たに事業を始められた人はご連絡ください。

※償却資産とは、製造や小売、農業などの事業を、個人・法人で営む人が、所有し、その事業のために用いることができる構築物や機械、運搬具、器具、備品などの事業用資産のこと

提出期間／令和3年1月4日(月)～2月1日(月)

